

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 8 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 14 年 9 月 26 日(木)10:00~11:50
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(政府)石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣
(事務局)坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
(関係団体等)略 (下記議事次第参照)

4. 議事次第

(1)関係団体等ヒアリング

- 日本経済団体連合会
 - ・行政改革推進委員会規制改革推進部会長(日本電気顧問) 鈴木祥弘
 - ・常務理事 立花宏
 - ・産業本部行革グループ長 川口晶
- ニュービジネス協議会
 - ・副会長(アメリカンファミリー生命保険会社会長) 大竹美喜
 - ・理事((株)アイビスセンター代表取締役) 小林俊一
 - ・理事((株)ポピンズコーポレーション代表取締役) 中村紀子
- 関西経済連合会
 - ・常務理事・事務局次長 高橋信雄
 - ・企画調査部部長 櫻内亮久
 - ・企画調査部参与 福井かよ

(2)その他

5. 議事録

○宮内議長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから第8回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日も石原大臣、熊代副大臣、御出席いただいております。大臣は他の仕事がございますして中断なさいますが、それまでよろしく願いいたします。

本日は、佐々木委員はまだおいでになっておりませんが、9名の委員が出席いたします。

本日の議事内容としては、後ほど御紹介申し上げますように、関係団体からのヒアリングを中心に予定しております。したがって、これは公開して行うことにさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、御報告がございます。

先週 20 日に開催されました経済財政指紋会議におきまして規制改革が議題とされ、席上、石原大臣から、本日お手元に別添という形で資料がついております。この後ろの部分の「規制改革の早期実現、前倒し等に係る措置状況」の資料が提出されまして、御報告されました。

それと同時に、私の方から規制改革をめぐる現状と今後の進め方につきまして、同じ資料の初めの3枚に基づきましてお話をさせていただきました。その内容につきまして御報告させていただきたいと思っております。

規制改革会議のこれからやろうとしていることで特に強調したい点ということで、資料1枚にございます官製市場の民間への開放を取り上げまして、このページにありますような内容を御説明いたしました。そしてもう一つのテーマといたしまして、構造改革特区につきまして、2枚紙でございますけれども、この紙に沿いまして、特に特区ができないということであれば、全国レベルでこれを考える。また、全国レベルでできないということであれば、少なくとも特区ではできないかという形の二者択一の考え方で特区を全国へ拡大するための先行的な場とするべきではないかというようなことで御説明させていただきました。

第3点といたしまして、3枚目の紙でございますように、経済財政諮問会議で議論されている規制改革に関する問題と、当会議で取り上げている問題は重複するというか、同じ方向性である。したがって、両組織の連携をこれまで以上に深めていくなれば、大きな戦略としての諮問会議の考え方を我々が個別に規制改革という形で実現していく。それをフィードバックしていく。また、大きな枠組みを考えてもらう。そのようなやりとりが必要ではないかという点について強調させていただきました。

このプレゼンテーションに対しまして、各議員の発言の主な点だけ申し上げます。民間議員の奥田議員から、諮問会議と総合規制改革会議の密接な連携が必要であり、節目節目に議長に報告してもらい、定期的に集中討議を行うべきである。官製市場の民間開放を10月末の各府省からの集中ヒアリングの対象とすべきであるという御意見がございました。牛尾議員からは、規制改革特区は地方からの反応が極めて強い、もう一度第2次募集をしたいというお話でございます。平沼大臣からは、電力・ガスなど聖域なき規制の見直しを行いたい、総合規制改革会議と連携し抜本的な規制改革をスピードアップすべきであるという意見がございました。竹中大臣からは、節目節目で定期的に議長に来てもらい、10月末の大臣イニシアチブで再び議論をぜひ行いたい、その際、株式会社参入問題、アウトソーシング等の官製市場の民間開放を集中ヒアリングのテーマに加えたい。

こういう形の反応がございまして、連携強化についてはポジティブに受け取っていただきましたし、また、当会議の活躍につきまして大きな期待が寄せられているというのが私の印象でございました。

以上、御報告申し上げます。

大臣からはよろしゅうございますか。

○石原大臣 はい。

○宮内議長 それでは本日の議事に入らせていただきたいと思います。今までのところで御質問等はございますでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

今回から規制改革全般に関する御意見、要望につきまして関係団体からヒアリングを行いたいと思います。今日は3つの団体においていただいております。日本経済団体連合会、ニュービジネス協議会、関西経済連合会に御出席をいただきまして、それぞれ御意見、要望を聞かせていただくこととでございます。

それでは最初に、日本経済団体連合会からヒアリングをさせていただきます。

今日は御多用のところをおいでいただきましてありがとうございます。

同連合会からは鈴木祥広行政改革推進委員会規制改革推進部会長、立花宏常務理事、川口晶産業本部行革グループ長のお三方においていただいております。ありがとうございます。

それでは、大体40分ぐらい時間を予定させていただいております。半分ぐらいのところではプレゼンテーションいただきまして、あと意見交換をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木行政改革推進委員会規制改革推進部会長 おはようございます。日本経団連の規制改革推進部会長を務めております鈴木でございます。本日は石原大臣、熊代副大臣並びに宮内議長を初め総合規制改革会議の皆様には大変お忙しいところ、このような機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

本日は、日本経団連が現在取りまとめ中の2002年度規制改革要望について御説明申し上げ、ぜひともその実現に向けてお力添えいただきますようお願いいたします。準備の関係もあり、本日は要望の概要と個別事項の項目をお配りさせていただいておりますが、取りまとめ次第、総論及び個別事項の詳細版を含めて皆様にお届けさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて日本経団連では、我が国が現在取り組むべき最重要課題は、経済社会の構造改革を進め、民間主導による経済活性化を図ることであると存じております。そのための政策手段の柱が、私は規制改革であると思っております。多くの事業規制や煩雑な行政手続を初め、受注配分などを含めた政府部内による市場への関与・介入を徹底的に排除することにより、産業の競争力を強化いたしまして、企業や個人の創意工夫の発揮による民間主導の経済活性化を図っていくことが、今まさに求められている大きな政治課題であると考えております。

このような観点から、日本経団連では去る5月29日に「経済活性化に資する規制改革緊急要望」を取りまとめまして、石原大臣に建議させていただくとともに、この規制改革会議の場でも御説明させ

ていただきました。その後、7月23日の総合規制改革会議が公表されました「中間取りまとめ」では、宮内議長を初め委員の皆様の御尽力により、新事業創出にかかわる規制改革を中心に数多くの課題を取り上げていただきました。また、去る9月20日には、石原大臣が発表されました「規制改革の早期実現、前倒し等にかかわる措置状況について」では、私どもの要望のうち半数近くが早期に積極的な取り組みを講ぜられるとされておりまして、石原大臣のリーダーシップに感謝申し上げるとともに、引き続きの御尽力をぜひお願い申し上げたいと存じております。

そこで今後の規制改革への取り組みにつきましては、私より3点ほどお願いいたしたく思います。資料1に横長のものがございます。この左側の部分に簡単にその要約をまとめてございますので、ごらん賜りたいと存じます。

まず第1は、規制改革の推進体制の充実・強化であります。スピード感ということがこの規制改革にとって非常に重要でございますので、当面重要となるのは総合規制改革会議が公表された中間取りまとめの早期の実現でございます。新たな課題への積極的取り組みでもございます。そのためにも、政府における規制改革推進組織の中核であり、複雑で幅広い課題を検討する総合規制改革会議で委員主導による検討体制等の充実・強化を図るとともに、先ほどからも話が出ておりますが、経済財政諮問会議等の連携強化を図りまして、政府を挙げて規制改革に取り組む体制を整備していかなければならないと存じております。

幸い、去る9月20日には石原大臣、宮内議長の御出席のもと、経済財政諮問会議で規制改革の集中討議が行われましたが、節目節目にこのような機会を設けることが必要であると私どもも存じております。

規制改革の推進体制という点では現在注目を集めておりますが、規制改革特区制度の導入であります。本日、経団連では特区に関する基本的な考え方といたしまして、民間・自治体の発意に基づくこと、第2に、対象となる規制は可能な限り多くすること、総理のリーダーシップのもとで一括処理すること等の基本的考えをワーキンググループ(WG)の席上で申し上げてまいりました。去る9月20日に構造改革特区推進本部で決定された「構造改革特区推進のための基本方針」においてこれらの基本的考えが十分に反映されており、その内容を高く評価しております。今後は民間からの提案のある真の規制改革に資する課題を極力幅広く対象とすべく、構造改革特区推進本部と総合規制改革会議が十分に連携いたしまして、その対象の選定を進めていただきたいと存じます。

第2は、このような推進体制のもとで重点的に取り組むべき課題であります。その柱の1つは、ビジネスの現場からの実需に基づく規制改革であります。新たなビジネス展開を妨げている規制や、現実に企業の大きな負担となっている諸手続を改革していくことは、高コスト構造を是正し、積極的なビジネス展開による経済活性化に直結するからであります。

また、もう一つの柱が官製市場の改革による民業の拡大であろうかと存じております。民間でできるものは民間に委ねるといった原則を徹底するため、公的な主体が独占的に行っている公共事業、公共サービスについて民営化あるいはPFIあるいは株式会社等の民間の参入を促進するとともに、異なる経営主体間の競争条件の格差是正を図り、民業の健全な拡大を図るべきだと思います。同時に、財政支出の効率化、公共事業改革の観点から、官公需法の見直しとか、PFIの特性を踏まえた契約方式を導入するなど、公共事業の発注契約方式の見直しも非常に緊急の課題であると考えております。

これらの重点課題に関連する具体的な事項につきましては、この後、立花常務理事より御説明申し上げたいと存じます。

第3は、規制改革推進のために必要な基盤整備であります。特に自己責任原則の徹底と規制手法を見直すとともに、競争条件の整備と競争監視機能の充実を図っていかなければなりません。同時に、規制改革を一層推進するためには規制改革による経済的効果や国民の利便性の向上、規制改革が遅延することによる問題点、あるいはその原因等に関する国民一般の理解促進が不可欠であります。総合規制改革会議の中間取りまとめにおける所管省の意見の付記はこれらに資するものと思っております。さらに、より国民にわかりやすいような資料の作成、広報媒体などの活用によりまして、一層国民の理解の促進に資する取り組みも御検討賜りたいと存じます。経済界といたしましても、このような取り組みに御協力申し上げていきたいと存じております。

最後に、規制改革の実現には何と云ってな強力なリーダーシップが不可欠でございます。小泉内閣には中央省庁との改革において内閣総理大臣の指導性と補佐体制の充実・強化をはかるべく導

入された制度・組織を十分に活用され、構造改革の要というべき規制改革の断行に向けて、政治の強力なリーダーシップを発揮されることを期待しております。

経済界といたしましても、改めて企業倫理の確立と不祥事の再発防止並びに自己責任原則の徹底を図りまして、引き続き小泉内閣の聖域なき構造改革と総合規制改革会議の取り組みを全面的に支援していく所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からゼネラルな話はこれまでにいたしまして、各論に至りましては立花常務理事から発表させていただきます。

○立花常務理事 それでは続いて、本日私どもが準備させていただきました資料は3種類ございますが、その資料の紹介をさせていただきますと、その後、個別具体の要望を例示して御説明し、ぜひ御理解を賜りたいというお願いでございます。

まず、資料1-3、各分野の個別要望リスト(案)という「案」がついた資料がございます。これは、私ども日本経団連の方で今年6月から7月にかけて、会員企業に実施した、ビジネスの現場で現在直面している政府規制の問題点とそういうケースについてアンケート方式で募集したものを、私どもの方でふるいにかけて目下精査しているものでございます。正式な機関決定といたしましては、来月10月半ばに個別要望のリストを、単に頭出しだけではなく具体的中身、あるいはその効果等もまとめた上で機関決定する予定でございますので、本日はそのタイミングの関係で目下検討中のものを、概略はもちろん変更することはございませんけれども、その項目のみを、1ページにありますように、雇用・労働分野から始まりまして、医療・介護等々合計16分野について、項目のみ頭出しさせて御参考に供する次第でございます。項目の数としましては320余りに上りますが、このうち太字の部分が重点要望ということでまとめる予定のものでございます。

資料1-1、A3横長の2つ折りのものの、ただいま鈴木部会長からは左半分を御説明いただきましたが、私からは、右半分ビジネスニーズに対応した規制改革、あるいは官製市場の改革による民業の拡大という2つの点につきまして、例示して10項目余りをピックアップしてございます。本日は時間も限られておりますので、これらの項目に絞って、少し立ち入って私どもの要望の中身を御紹介申し上げたいと考えております。

それにつきましてはもう1種類、A4横長の表形式の資料を説明用に準備させていただきました。資料1-2でございます。表紙が目次になっておりますが、めくっていただきますと、まず新しいビジネスあるいは新市場、新商品の開発という面で新エネルギーの普及・促進という観点から、燃料電池の問題を提起させていただいています。

都市ガス等を燃料として、電気だけではなく熱も使う燃料電池は既に商用化の段階に入っております。これからはコンビニエンスストアあるいは一般家庭への普及が今後の課題になっているわけでございます。ところが、燃料電池につきましては、現行の電気事業法令上、容量・出力に関係なく事業用の電気工作物として位置づけられておりまして、そのために電気の新技术者の選任及び保安規定の提出が義務づけられているわけでございます。

私ども、いろいろ関係の皆様の話をお伺いしますと、20kw未満の小容量の燃料電池につきましては、構造上かつ機能の上からも安全性が高く、また業界団体による自主安全基準の作成等、保安体制の整備が目下進められておりまして、そういった観点を考えますと、小出力の発電設備に位置づけることが可能ではないかと考えております。その意味で、真ん中にあります「必要となる規制改革」で、20kw未満の燃料電池の発電設備を小出力の発電設備という位置づけをしていただきまして、冒頭申し上げまいりました主任技術者の選任あるいは保安規定の提出の義務づけをやめていただきたい、そういうお願いでございます。

「規制改革の効果」といたしましては、資料に書いてございますように、いわゆる温暖化対策にもつながること、あるいは新しい商品、マーケットの開発につながると、私どもとしては考えております。

2番目が、電気通信機器の基準認証制度の改善の問題でございます。これは再要望でございます。

これは、付言しますと通信機器メーカー一致した要望・意見でございますので、ぜひその趣旨をお汲み取りいただくように重ねてお願いする次第でございますが、「現状」に書いてございますとおり、ネットワークにつながる端末の機器、これは固定でございますが、それから無線の機器の基準認証制度について自己適合宣言をぜひ入れていただきたいということを昨年申し上げ、その結果、真ん中の

「必要となる規制改革」に、今年3月末の3カ年計画の改定版では、総務省サイドにおいて平成 14 年度中に検討して結論を得るとなっているわけでございます。

これを受けまして、総務省の方では研究会を開いて8月 19 日に「検討の基本的方向性」という資料を公表し、パブリックコメントを募集しております。そこで示された方向は似て非なるものと言いましょか、自己宣言とは言いながらも、実質的には既存の検査・認定機関の存続を図っているのではないかと疑われるような内容がかなり多く、例えば対象機器を限定する、あるいは民間企業の試験能力が本当に大丈夫かどうかをさらにまたもう1回検証する、そのための期間が必要だなど、似て非なる方向で結論が出されるということで、私どもは機器メーカーの方々からも、これは一致して似て非なる自己適合宣言の方式ではないかということで、私どもは非常に問題視しております。

私ども、願わくば本来の意味での、欧米等で導入されております自己適合宣言方式をぜひ導入していただきまして、「規制改革の効果」にも書いてございますが、認証を得るために検査料なり、あるいは認証を得るための時間的なロスがございますので、私どもは技術及び市場のニーズの変化に対応して、競争力の強化という観点から機器の迅速かつ低コストで市場に投入できるように、ぜひ自己適合宣言方式を導入していただきたいという再要望でございます。

3ページでございますが、これもちょっといかがなものかという感じがいたす……恐らく確かにそうだなと御理解いただけるだろうと思いますが、これは普通の小売店で売られている民生品を利用した医療用具の承認審査をやめていただきたいという問題でございます。これは新規の要望でございます。

こういう新しいマーケットの開発に関連するテーマですが、「現状」に書いてございますように、民生品つまり一般の市販されている製品でございますが、それ用に製造されたパソコンあるいはワークステーション、あるいはモニターなどのハードウェアに、例えば人体の内部を立体画像にして見られるような独自のソフトを組み込んだものを医療用具として薬事法に基づいて承認申請を行う場合には、その申請を行う側に対してあらかじめ機器について電気的な安全性の試験、あるいはX線漏れの試験を行い、その結果を添付することが義務づけられております。もちろん民生品のパソコン等につきましては、製造段階においては、「※」にありますように、国際規格あるいはアメリカの厚生省の基準を満たしているわけでございます。

私どもは、電気的な安全性の基準あるいはX線漏れの基準を満たしている場合、その旨を証明する書類を添付することで足りるものとして、申請者がその申請のためだけに改めて再度試験を行い、その試験結果の書類を添付することは、独自の機器であれば別として、市販の製品についてまで義務づけるのは過剰ではないかということでございます。

知財の活用ということで、時間の関係がございますので、これは産業の競争力の上からも大きな課題となって政府全体で取り組みが進んでいるわけですが、信託業法の上で信託会社が引き受けることのできる財産として金銭等々、現行は6種類に限定されておりますので、これについては「必要となる規制改革」にあります。特許権、著作権等の無体財産等々まで対象に含めていただきたいということでございます。

次の5ページの、都市の再活性化の問題でございます。これは昨年に引き続いての再要望でございます。

これは、4年前の建築基準法の改正によりまして、いわゆる連担建築物設計制度が新しく創設されたわけですが、その際、複数の敷地を一団地としてまとめて複数の建物を建てるという一団地としての総合的設計制度を行う。これについては、従来は全員同意要件が不要でしたが、連担建築物設計制度の導入に伴って、これまで全員同意が必要でなかったものが新しく全員同意の要件が必要になったということでございまして、マンション等の建て替えが喫緊の課題の中で、市街地の再開発事業において土地の再開発法に基づいての必要な建築調整手続を経ているわけですから、それに加えて全員同意要件までは過剰ではないかということで、その見直しをお願いする次第でございます。

6ページの、社債の発行登録制度の適用会社の拡大でございます。これは新規でございますが、上場会社の場合には一定のディスクロージャーを行い、一定の規模要件を満たした企業につきましては、社債を機動的に発行できる発行登録制度が利用できるわけですが、これにつきましては、発行登録制度を非上場の会社であつてもきちんとディスクロージャーしている企業にもこの制度の適用を認めていただきたいという要望でございます。

7ページは、非常にニーズの高いものでございます。海外からの有能な人材の確保。これも政府挙

げでの大きな課題になっておりますが、「現状」にもございますように、日本の企業が外国の事業所に勤務している者を日本国内の本社あるいは事業所に転勤させて就労させる場合には、現行の出入国管理法上、その申請直前の期間、最低1年間は海外の子会社等々において継続して勤務しているということで、例えばパソコンソフト等のエンジニア等々、技術、人文知識・国際業務等に従事していることが必要とされているという要件がかかっているわけです。

私どもは、「規制改革の効果」にも書いてございますが、国際的なプロジェクトの推進あるいは工場の立ち上げ等に伴って、日本企業の外国事業所に勤めている者を本邦国内に呼んで業務を遂行させるケースが増えているのが、経済のグローバル化に伴って現状だと思います。例えば、英語を母国語とするエンジニアを雇って即戦力として活用するケースが増えてきているわけですが、問題は就業経験1年の要件がネックになっているケースが多ございます。こういう要望の実現によりまして有能な人材の確保が可能となって、ひいては企業の国際競争力の強化につながるということでございます。

8ページでございますが、企業年金制度。これは昨年10月から確定拠出型の基本年金制度が導入されたわけですが、その柔軟性を確保してもらいたいということでございます。選択・集中のもとで企業が分社化する場合、親会社が企業型の確定拠出年金制度を入れている場合であっても、その年金制度を子会社の方が導入する場合に資産の移しかえが必要になりますが、その場合に従業員は各自の資産を一たん売却して、再度運用品を購入しなければならないということで、不要な解約手数料等々の負担がかかるという問題でございます。

もう一つは、「現状」の2つ目の「○」でございますが、年金制度において脱退の一時金を受給できる要件は、加入年数が1カ月以上3年以下となっております。これについて「規制改革の効果」の2つ目の「○」でございますように、例えば加入後3年以上を経て企業を退職した、例えば女子社員が専業主婦となった場合には制度の加入対象から外れるということで、その間60歳になるまで個人年金の運用を指図するだけにとどまって、その間、毎年手数料が控除されるだけで資産は目減りするという非常におかしな実態にあるわけでございます。こういう不本意な実態をぜひ見直していただきたいという問題でございます。

社会保険労務関係、9ページでございますが、社会保険労務関係については熊代大臣も御専門でございますけれども、年金あるいは健康保険、児童手当、雇用保険、労災保険等々、これらについては事業所間の転勤に伴う資格の得喪手続をそれぞれの事業所ごとに、事業所を所轄する社会保険事務所、職安、労働基準監督署等に対して行わなければいけないということで、かねてからこの手続の一本化が要望されていたわけですが、手続の電子化が目下の課題になる中で、昨年7月のアクションプランにはこの点が盛り込まれておりませんので、私どもはぜひ社会保険労務関係の諸手続を、事業所単位ではなくて本社のオンラインによって一括処理できるように、ぜひ早期にお願いしたいということでございます。

それから勤労者の財産形成制度が10ページでございます。これは、制度の新規加入の受付、あるいは契約の保全等々について、中小企業についてはこういう事務の外部委託が認められているわけで、その外部委託を受ける受け皿も中小企業団体に限定されているということで、私どもは財形の事務代行の委託あるいは受託に関する要件を緩和していただきたいということでございます。

11ページ、これが最後でございますが、社会保険診療報酬支払基金への委託金の見直し。これは石原大臣も池袋の基金の実態を御視察されたと昨年伺っております。県ごとに支払基金の事務所があるわけですが、実態は毎月、加入している健保の組合が過去3カ月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね0.5カ月分に相当する金額を徴収されているわけでございます。

この委託金は何のためにこういうことをしているかといいますと、本来「過振り」という専門的な用語らしいのですが、県外での診療を分担する支払がおくれないようにということで導入されたようで、目的はそういうことなのですが、現在は支払基金の財政の補てん、あるいは診療報酬の未納対策になっているということでございます。

「必要となる規制改革」にもございますが、本来の趣旨に限定して0.5カ月を縮減するなり、あるいは委託金の運用実態を明確化していただいて、いやしくもこの運用益を基金の一般会計に投入することがないようにしていただきたいということでございます。

以上、若干説明が長くなって御迷惑をおかけしたかもしれませんが、主な要望事例をサンプル的に御説明申し上げます。どうもありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの日本経団連からのプレゼンテーションに対しまして、御質問、御意見等を委員の皆様から御自由に御発言いただきたいと思ひます。

○八代委員 ありがとうございます。立花さんの方から御説明いただきました資料のうち、2ページと3ページですが、こういう基準認証制度についてそれぞれ既存の認定試験所を存続するためにこういう公益法人の生き残り策はほかでも行われていると思ひます。ここでは特に電気通信機器だけ御指摘されていると思ひますが、ほかの分野ではこういうことはないのでしょうか。もうちょっと横並び的に企業の不都合があるかどうかをぜひ教えていただきたいと思ひます。

医療機器についても同じことであつて、これは多分、厚生労働省のロジックから言えば、医療機器は当然ながら安全性を審査しなければいけないということがあるわけでありすが、いわば本来の法律の規定を杓子定規に解釈して、実態は既に市販の機械を使つているから安全性は確保されていても、それはそれとして本来の法律どおりやるという考え方になつていると思ひます。

これは、例えば医療だけの問題なのか、それともほかの、よくわかりませんが、例えば旧運輸省などの車両の安全規制とかそういうものがあるのではないかと。ですから、モグラたたき的にこういう細かいこともそれぞれ基準認証WGで当然取り上げたいと思ひますが、もうちょっと横並び的に例があればもっとありがたいと思ひますので、これが特殊な事例なのか、それともごく一般的にそういうことはほかの種類についても行われているのかということについて、またぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○立花常務理事 それでは事務局の方から。

○川口産業本部行革グループ長 特異な例ということではなくて、代表的な例ということで御説明させていただきます。八代先生から問題提起いただいた整理につきましては私どもで行いまして、例えばWGでお呼びいただけるのであれば、そこでまた御説明させていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。

○鈴木行政改革推進委員会規制改革推進部会長 八代先生の検査・検定にかかわる検査機関というのは、私はこの会の前身であります規制改革会議のときに検査・検定を担当だったわけですが、とてもあり過ぎまして、一つ一つ細かい条文を直していかなければならなくてえらく苦勞した経験がありますので、しかもその体制が民法 34 条法人であつたり、いろいろな組織形態をとつているわけがあります。それはずっと追求していきますと、自己責任原則ということにすれば検査・検定は機関のウエートは落ちてくるのではないかと。その自己責任原則と言つたときに、いや自己責任原則が民間では果たせませんよというところが、いつも信頼関係ですね。それが大きなテーマになりまして、なかなかうまくいかなかった経験を持つております。

今度、高原委員が検査・検定をおやりになるということで、しかもそこにはニュービジネス、新しいビジネスを起こすチャンスが相当ありますし、効率がかなり上がると思ひますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

○宮内議長 今のお話のとおりだと思ひますし、その部分につきましては、WGでも重点的にやろうということで態勢を組んでおりますので、個別・具体的な要望を我々は教えていただくことが非常に重要でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御質問等はございませんでしょうか。

○奥谷委員 資料1-3ですが、1から 12 の中に今まで解雇権のルールの明確化があつたと思ひますが、それはもう経団連としては削つてしまつているのでしょうか。

○川口産業本部行革グループ長 解雇ルールの明確化につきましては、以前からの要望にも入つておりませんので、今回落ちたということではございません。

解雇ルールにつきましては、私どもと合併いたしました旧日経連系で今検討してございまして、その結論がまだ出ておりませんので、その結論を待つて何らかの形で盛り込むか盛り込まないかということを考えていきたいと思ひます。今検討中でございます。

○奥谷委員 はい。

○宮内議長 それでは、御質問もないようでございます。

日本経団連からは常に規制改革につきまして御支援をいただいております。また、今日のように個別・具体的なビジネスの場における問題点、必要性を御指摘いただくことは、我々にとりまして大変ありがたいことでございますので、引き続き当会議に御協力いただきますことを、この席をかりましてお願ひ申し上げたいと思ひます。

今日は御多用のところをおいでいただきましてありがとうございました。以上をもちましてヒアリングを終わらせていただきます。

○鈴木行政改革推進委員会規制改革推進部会長 どうもありがとうございました。

(日本経団連関係者退室)
(ニュービジネス協議会関係者入室)

○宮内議長 それでは引き続きヒアリングをさせていただきたいと思っております。

次に、ニュービジネス協議会の皆様においでいただいております。今日は御多用のところをおいでいただきましてありがとうございました。

ニュービジネス協議会との意見交換ということで、本日は大竹美樹副会長、小林俊一理事(法制政策委員長)、中村紀子理事のお三方に御出席いただいております。

大体 30 分ぐらいを予定させていただいております、15 分ぐらいでお話をいただいて、あと意見交換にできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○小林理事 最初に、ニュービジネス協議会の法制政策委員長、理事をしております小林でございますが、協議会としての要望書をお手元に御用意していると思っておりますので、それだけ5分で御説明申し上げます。

私どもニュービジネス協議会は、新産業創出、雇用創出を第一テーマとしてやっている団体でございます、今度の規制改革の要望書も私どもの事務局に関係したのも多々ございますが、特に重点的にお話し申し上げたいと思っております。

2ページから御説明いたしますが、今、一番困っているのは起業しやすい環境整備でございます。会社数がどんどん減っていく、これも長期間、10 年間にわたって会社数が減っていく。この環境をどうしてもただしたいということで、最低資本金制度の緩和、設立手続の簡素化・一元化を最初にお願ひ申し上げたいと思っております。多分これは、欧米諸国に比べて起業しにくい国でございますので、もしこれが緩和されますと、非常に大きな起爆剤になるという確信を持っているところでございます。

2番目に再起可能な環境整備ということで、これも欧米諸国に比べまして再起しにくい国でございますので、このとりあえずの話として、個人保証にかかる禁止差し押さえ財産、自由財産の範囲の拡大をまず第一に、そこからとっかかりをつくって、もう少し再起可能な環境をつくっていききたいということでございます。

3番目に、人材確保支援でございます。3ページにいきますが、ここに3つほど、とりあえずテーマを出しておきました。労働派遣法制度における製造業等対象業務の拡大、派遣期間の原則3年の拡大、2番目に有期労働契約について原則5年への拡大、3番目に職業紹介業務における求職者からの手数料徴収に関する年収要件の緩和。たくさんあるのでございますが、とりあえずはこの3つをお願ひ申し上げたいと思っております。

4番目に、官公需・公共事業市場の開放促進でございます。日本においてベンチャーがこの分野に入りにくい、いい技術を持っておりましても、実績主義の国でございますから、新しい産業をつくるのに、やはり国がお力をかしてくることが重要だと思います。それに、この国の物品製造販売にかかる一般競争入札等の競争契約の弾力運用化が1つございますし、公共事業契約に係る入札参加資格についての運用弾力化。要するに、資格要件とか競争入札要件を大幅に見直していただきたいということでございます。

4ページに、医療、福祉、保育、農業の各分野への民間参入の促進でございますが、これらの分野はそれぞれ新しい展望が開ける分野でございますので、それに対応しまして、資料に5つ書いてございますが、医療分野への株式会社参入、2番目に特別養護老人ホームへの株式会社参入、3番目に株式会社のケアハウス参入の要件緩和、4番目に募集、料金設定の弾力化等認可保育園の運営基準緩和。5番目に、農業分野における株式会社参入の一層の推進。

6番目にその他としまして、5つほどお願ひ申し上げておきたいのですが、官から民への事業移管へき推進、行政窓口一元化・統合化の推進、行政窓口の民間委託の解禁、特許・商標等に関する出願・審査手続等の簡素・迅速化、動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化。

これがニュービジネス協議会でとりあえずまとめました要望書でございます。

○大竹副会長 私、大竹と申します。アメリカンファミリー生命保険会社の創業者でございまして、子どもの会社も 28 年前、ベンチャーとして日本でスタートいたしまして、そういう関係でニュービジネス協議会の副会長を務めさせていただいております。

冒頭に私が申し上げたいのは、日本国は先進国であるにもかかわらず、こういう総合規制改革会議などというものがここで開かれていること自体に私は非常に違和感を感じております。とても信じられない、これは本当に私の本音です。また同時に、今朝の新聞を読むと特区について、マスコミが正しいとすれば、これだけ各省庁が反対されている。これもまた信じがたいことであります。これは私の個人的なコメントとして申し上げておきたいと思っております。

医療制度に関する話ですけれども、ニュービジネス協議会におきましても、このマーケットは 100 兆円マーケットは予想できる。そういたしますと、我々は経済の活性化にかなり役立つのではないかと、雇用創造に結びつくのではないかと。こういうことを皆さんがおっしゃるものですから、私も生保業界にいて医療業界に近いところにいますから、この問題と今取り組んでおります。

一気に実現できれば、正直な話、特区というのは要らないと私は思うわけですが、今のままでは、まことに虚しい議論が積み重ねられている現状においては特区が最も効果的な手法ではないかということで特区構想を申し上げているわけでありまして。

時間も限られておりますので、私、ペーパーを用意しておりますから、ごらんになっていただければ皆さん方には御理解いただけるのではないかとと思っておりますが、9月 19 日にロンドンエコノミストが第3回日本のヘルスケア改革円卓会議を開きまして、医師会の方も出ておられますし、厚生労働省の方もお出になつております。私も、厚生大臣を3回なされた津島先生と一緒に最後のセッションでスピーチもさせられまして、質疑応答にも応じたわけでございますが、そこでいろいろな先生方がいろいろなお話をなされた。提言内容も実は私のペーパーの特区の構想の中に引用させていただいている部分もあることをお断りしておきたいと思っております。

そういったことで 1961 年にスタートいたしました介護保険制度、私も当時、国会議員の秘書をやっておりましたから、私が仕えた先生などは厚生族でございましたから、私はこの制度は素晴らしいものだと思っておりますけれども、国による一律のお仕着せ、官主導、官僚組織の肥大化は目に余るものがあるのではないかと。既に制度疲労を来しているにもかかわらず、この制度・仕組みのどこに問題があって、この病理を的確に診断し、どこにメスを入れるか、こういう議論もないことに私は非常に苛立ちを持っているわけでありまして、今日ここにお集まりの委員の皆さんは、どうか私どもの主張に真剣に真正面から取り組んでいただきまして、21 世紀の医療のあり方を探っていただきたい。

医療というのは、私にいわせれば「患者主体の医療」でなければならない。医療は誰のものか。提供者側の論理だけでいくものではなからうと思っておりますから、一刻も早く条件整備をしていただきたい。患者主体の医療を構築していただきたい。また、医療消費者の多様なニーズに対応できるものを作っていただかないと、不作為による国家の犯罪であると思っております。

大変厳しい言葉を申し上げて恐縮ですが、私の本音を述べさせていただきました。時間もございませんから、次に中村さんをお願いしたいと思います。

○中村理事 私は国立ポピンズコーポレーションの中村と申します。昨年秋だったと思っておりますが、こちらの総合規制改革会議の分科会の方の八代先生のところでも保育サービスの規制改革ということでお話を一度させていただきました。その後、厚生労働省を中心といたしまして、規制改革あるいは緩和は若干進んでいるということもございまして、ただし、実際に進んできた中で、私どもが民間企業として、例えば認可保育所に入れるということになりまして、今回横浜市で初の民間企業で認可保育所をさせていただきましたが、残念ながら、二の扉、三の扉の規制が出てまいりまして、非常に苦慮しているのが現実でございます。

行政中心に行われてきた保育行政、50 年間そういう形で来ておりますけれども、現実の変化とスピードに合っていない。ここを真正面から見据えて、数々の政策が行われているにもかかわらず、少子化は一向にとまっていけない。そして待機児童にいたしましても、小泉総理が 15 万人分の待機児童解消のための保育所をつくと閣議決定をされたにもかかわらず、待機児童は減っていないという直近のデータがまた出てまいりました。

そこで、保育サービスにかかる規制改革は本来なら全国的にさせていただきたいわけですが、今日の新聞ではかなり各関連からノーの返事があったようですが、例えば保育特区を創設いたしまし

て、先行実施することもできるのではなかろうかと思ひまして、本日要望をさせていただきます。

まず目的は、少子化への歯どめをかけて、女性が仕事と育児を両立しやすい現実的な環境をこの特区の中で実現していきたい。現実的な環境は、今まで日本の保育政策はマスでとらえておりましたが、実は個人個人の女性の生き方、あるいは子育てに対する要望が非常に多様化しているにもかかわらず、その個人を見ていない保育政策に問題があると思ひます。したがひまして、この特区の中では個人個人の生き方、あるいは保育に対する要望、子育てに対する希望に着目していけたらと考えております。

2番目の目的ですが、国民に対する子育て支援、公的負担の公平化のあり方を特区の中で探っていきたい。いわゆる今の行政が中心にやっております保育の公的負担は、一般会計から1兆数千億円が認可保育所の方に流れております。実はそこに入れなかった待機児童は、全く公的負担がゼロの状態、受益者負担、自分だけのお金で育児をしているわけです。この辺の公平性のあり方を探りたい。

3番目ですけれども、経済の活性化が日本全体で言われていますが、保育という部分も1つの大きなマーケットになり得る可能性があります。したがひまして、この特区の中では民間企業を中心といたしました保育サービス市場の育成・早々にチャレンジしていきたいと考えております。

4番目は、先ほど申し上げた子育てに対する各自の多様なサービスを自由に選べる形を挑戦できたらいいのではないかとと思ひます。

次に、保育特区ではどのような具体策を考えられるか。ちょっと並べてみましたが、1つは、バウチャー制度の導入です。これは、もし公立保育園あるいは社会福祉法人がやっている認可に入れない待機児童に対して公的子育て支援の負担のあり方ということであれば、認可外を利用せざるを得ない方に対しては、このあたりからバウチャー制度という考え方を入れて、介護保険と同じですが、利用者の所得制限に合わせて一人一人にバウチャーの権利を与える。そして、利用料金の公平化を図る。そういう考え方ができないだろうか。

2番目は、バウチャーと裏腹になると思ひますが、一昨年から厚生労働省の方でサラリーマンの所得控除という提案がなされているようです。これはサラリーマンが自己啓発に使った投資、勉強や研究あるいは教育に使ったお金を所得の中から控除していく。これはサラリーマンの所得控除か、もしくは青色申告して、どちらか選択制にできないかという議論があったようですが、サラリーマンの所得控除がもしこのまま概算請求で認められるようでしたら、例えばベビーシッター、保育ママもしくは不妊症の治療、あるいは家事支援に使った女性のサラリーウーマンの項目を付加して、必要経費として控除できるような形をとる。こういう考え方です。

3番目は、第三者評価を推進していく。

4番目は、保育園あるいは幼稚園の子育ての分野はITの活用がおくれております。したがひまして、利用者の利便性あるいは緊急性、安心感というところにITを活用するe-保育園システムの導入ができないだろうか。保育風景の動画配信であったり、あるいは双方向コミュニケーション、ペーパーレスにして自宅からでも仕事場からでも保育園とつながる。そしてまた携帯電話によって緊急にベビーシッターなり保育ママがアレンジできる。こういう実験は一昨年、経済産業省の方から委託を受けて実際に実現できております。

5番目ですけれども、緊急時のお子様をお預かりするチルドレンズ・ホテル。例えばお母様が入院をした、もしくは国内・国外への海外出張の段階で最長 1 週間まではお預かりしてきちんと見てさし上げる。

あるいは幼保一元化、インターナショナル保育所。これは昨今の英語教育ということで、お母様方の保育ニーズが多岐にわたっております。そういうものが今の日本の認可保育園では全く自由度がないというところがあります。

そして7番目ですが、中高年のサポーターの要請。これは、働く女性は育児と仕事を継続するときに育児支援だけではだめなんですね。家事支援のところにも何らかのケアが欲しい。そういうところで地域にいらっしゃる中高年のサポーターを要請して提供する。また、外国人のベビーシッター等の積極的活用が挙げられます。

そして最後ですけれども、もしそういう特区ができるとした場合に、どういう規制改革がその特区の中で必要かということです。まず、認可保育所を考えた場合に、保育所の最低基準が法律でありまして、

規制緩和がさらに必要です。施設基準の緩和、あるいは保育士資格の定員緩和、あるいは家賃・施設整備補助が、実際に私どもの企業が認可保育所をした場合には全部企業の寄附金でやりなさいという形になっておりまして、これは決して健全な形ではないと思います。

飛ばしますけれども、最後に、公務員の改正というのは、今後公立保育園が公設民営化になっていくときに、公務員の余剰人員が出てくる。これをどうしたらいいかというのが自治体の頭痛のタネで、これは公務員法を改正いたしまして、民間企業に公務員が出向もしくは派遣できる形をとっていただければ、公設民営になったときに我々が公務員も受け入れられる形になります。

以上、早口で申し上げましたが、国の方で総合規制改革会議を中心に規制改革を提言していただいて、若干動き始めておりますが、まだまだ地方はその影響が出てきていないと実感として感じられません。地方自治法の中に自治体に対する国の指導義務があると伺っておりますので、規制改革の周知徹底を国としても継続的にしていただきたいというのが最後の要望でございます。ありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。それではただいまのお話に対しまして御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御自由に。

○鈴木委員 大竹副会長にお伺いしたいのですが、提供するサービスの下の方、混合診療の問題だと思いますが、「欧米で治療実績があり、効果も認められているが、日本では未認可となっている治療法や薬の使用を認める」の具体事例をぜひ。

○大竹副会長 具体的な事例はたくさんございますけれども、時間の関係もありますから、私が体験したことだけを1点に絞ってお話したいと思いますが、私、前立腺がんになりまして、ボストンで9月11日に治療を受けました。これは入院を伴わない治療であります。日本では認められておりませんが、72個の放射線源を前立腺の内部に入れました。私は初期ではなかったものですが、末期でもございまして、ちょうど中間だったものですから、日本に帰ってからレントゲンの外部照射を20日間受けまして、現在1年が経過したところなのですが、このように元気でばりばり仕事をさせていただいています。これは米国においては十数年来行われている治療でありまして、決して新しいものではない。そういうものを……。

○鈴木委員 わかりました。後で結構でございますから、なるべく御存じの限りの具体事例を教えてくださいたいと思います。

○大竹副会長 かしこまりました。まとめて後日出させていただきますと思います。

○鈴木委員 第2点は、先ほど医療産業は100兆円とおっしゃいましたか。

○大竹副会長 はい。私はヘルスケアビジネスと呼んでいるのですが、「産業」と呼びたくないんですね。産業と呼びますと、言葉のあれでまた誤解を生んで議論が前に進まないところもありますから、「ヘルスケアサービス」と呼ばせていただきたいと思います。

○鈴木委員 なるほど。私は混合診療を認めれば現在の30兆円は40兆円に軽くなると常々……つかみで言っているのですが。

○大竹副会長 それは鈴木様のおっしゃるのが……。

○鈴木委員 ちょっとコンサバティブ過ぎるといので……。

○大竹副会長 私はもっと拡大して申し上げているのですが、クリントン前大統領がアメリカでは東洋医学まで導入いたしまして、医療費の節減に大きく貢献しているわけですね。そういうことも含めて私は申し上げているわけでありまして。そういう産業も日本ではまだ未発達。これにつきましては、厚生労働省が何ら基準を示していないところに問題があるので、患者の我々はこの東洋医学を受ければいいのか、全く無責任極まりない状況に放置されたままですね。こういうものの基準を示すことによって新たな再スタートがつかれるのではないかと。そうすることによって新しいビジネスがどんどん生まれてまいります。今回は特区構想に入れておりませんが、そういうことも新しいビジネスモデルとして考えられるのではなかろうか。そういう場合は、私は先進国だけの話をしてではなくて、中国が先進国でないというわけではありませんが、アメリカでは西洋医学と東洋医学のミックス、「双方医療」と呼んでいます。そういうものも日本において考えるならば100兆円のマーケットだと思います。

○鈴木委員 その100兆円のストラクチャーというのか、そういうものを。

○大竹副会長 はい、これもまたつくって持ってまいります。2点については必ず提出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員 お願いいたします。

○熊代副大臣 最初の最低資本金制度の緩和という御要望がありました。私、日本のNPO法人制度をつくったんですね。それで基本財産 100 万円必要だとか 50 万円必要だと言う人がいましたけれども、自・社・さがけのときで社会党とさがけがありました。そんなものは何の担保にもならないので、無駄なことはするなということでゼロにしたんですね。企業をやりたい人も大分そちらに流れてきているという話もありますので、この最低資本金制度は元に戻して、「5万円×7」ですか、35 万円。それで手数料は若干いただく。そういう話がいいのではないかと考えているのですが、この最低資本金制度の緩和は、具体的にはどの辺のことを考えているのでしょうか。

○小林理事 金額は 1,000 万円をどれだけ下げられるかという問題が1つあると思いますが、アメリカ並みに、今度特別法でほとんどお金は要らないという改正が経済産業省の方でやっておられますから、それに合わせてアメリカ並みにほとんどお金は要らない、20~30 万円ですとできるというところへもっていきたいと思っています。

○熊代副大臣 確かに 1,000 万円というのは何の担保にもならないんですからね、もっと合理的に考える必要がありますね。

○小林理事 そうですね。1,000 万円で起業できなくて、大変苦労しているのが私の周りにもたくさんおりますからね。

○奥谷委員 小林さんに、再起可能な環境整備というところで、個人保証にかかる部分がありますね。これは金融関係に対しても働きかけということは考えていらっしゃるんですか。

○小林理事 最終的にはそうしないと意味がないと思いますね。もともと日本の金融界が個人保証と担保でやってきましたから一人前の金融機関にならなかったところがございますので、できれば今後、個人保証と担保なしに、みずからの目でお金を貸していけるという状態を一刻も早くつくりたいのですが、ところが今までみんな個人保証と担保で、これからは大変手痛い目に遇うと思っていますので、これは差し押さえのとりあえずの話なんです。ですから、これを第一歩にしまして、本当に再起可能な状況をつくっていきたく思います。

○八代委員 中村さんの保育所の件ですが、おっしゃるように、保育所は株式会社の参入が認められた数少ない部分であるわけですが、問題は、タマネギの皮をむくようなものでありまして、株式会社の参入が認められたにもかかわらず、その株式会社をいわば社会福祉法人と全く同一にみなして、同じような規制でなければいけないという考え方で行われているために、株式会社のよさがなかなか仕えないという問題点があるわけで、ここはそういうインプットで規制するやり方ではなくて、アウトプットで規制する。つまり、サービス内容をきちんと評価して、それを達成するように規制させる方向に全面的に変えていかない限り、形式的に株式会社の参入が認められてもほとんど効果がないという1つの例だと思いますので、これは医療等のほかの分野でも今後考えていくべきものだと思います。

細かい点ですが、保育所の最低基準の規制改革という点については非常に議論があります。例えば内階段・外階段という話ですが、これを緩和したときに例えば児童の安全性が損なわれるのではないかと反対があります。あるいは有資格者の定数緩和についてもそういう批判があるわけで、これが実はポイントになっております。ですから、例えば階段の規制や有資格者の定数規制を緩和しても実体には何の問題もないというデータをぜひまたお示しいただければ、そういう点の規制緩和についても何らかの対応ができると思いますので、よろしくお願いたします。

○中村理事 ありがとうございます。実際に東京都認証保育所という自治体認定の保育所の方ではこういう有資格者の定数緩和になっておりまして、その辺のデータを出させていただきます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、時間もございますので以上をもちましてニュービジネス協議会からのヒアリングを終わらせていただきますが、企業が活力を持って事業活動をしないうり経済も活性化しないという意味で、ニュービジネス協議会の皆様方の規制改革に対する今後の御協力等も引き続きお願い申し上げたいと思います。

○小林理事 最後にちょっと一言だけ。石原大臣もいらっしゃるのですが、行政が1年間に買う財とサービスは膨大なものがあるんですね。その2割を新しい産業、新しい技術とサービスのベンチャー、ニュービジネスに特別枠として開放してもらえるとすれば、日本はニュービジネスやベンチャーが一番立ち上げにくい国ですが、とにかく売上げが立つということで、大変多くの新しい産業が生まれる

と思うのですが、それをぜひお願いしたいんですね。とりあえず財・サービスの購入の2割は新しい技術、新しいサービスを持っている人たちに特別に枠としてとるということをしていただければ非常にありがたいと思います。

○大竹副大臣 ありがとうございます。

(ニュービジネス協議会関係者退室)

(関西経済連合会関係者入室)

○宮内議長 それでは引き続き、今日最後のヒアリングでございますが、大阪から関西経済連合会においでいただいております。関西経済連合会からは高橋信雄常務理事／事務局受注、櫻内亮久企画調査部長、福井かよ企画調査部参与のお三方においでいただいております。

今日は遠いところをわざわざおいいただきまして、ありがとうございます。

大体 30 分ぐらいを予定させていただいております、その初めの 15 分ぐらいで御説明いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○高橋常務理事 関西経済連合会の高橋でございます。本日は、関経連の意見陳述の場をいただきましてありがとうございます。本来なら、関経連で規制改革を所管しておりますのは産業競争力委員会でございますが、委員長が所用のために私、代理となったことをおわび申し上げます。

まず初めに、規制改革特区構想を初め規制改革推進のために精力的に活動されております、宮内議長を初め総合規制改革会議のメンバーの方々の御尽力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、今後ますますの成果を上げられますよう期待申し上げます。

さて、今年の総合規制改革会議の総括テーマが経済活性化でございますので、まず初めに、当連合会の規制改革に対する要望について御説明申し上げます、関経連が経済活性化のために重点的に取り組んでおります産業競争力の強化という点につきまして、関連する活動を若干御紹介申し上げます。

資料でございますが、最初の規制改革に対する要望は全体的な要望が2ページ、その後個別の要望を 48 項目にまとめてございます。これはまだ案の段階でございます、来週月曜日、9月 30 日に正式のものとして公表する予定でございます。次の「関西産業競争力会議」についての資料につきましては、この場限りということでお願いしたいと存じます。

最初に、規制改革に対する要望の方でございます。関経連では規制改革に関しまして、5月に「産業競争力強化に関する緊急提言」におきまして、特区制度について提言を行っておりますが、今回の要望はこの総論の2ページと、個別の要望につきましては、7月に実施した会員企業アンケート調査、これは当会会員 155 社に対して実施いたしまして、22 社から回答を得たものでございます。

今回の要望は大きく4点ございまして、これは最初の1ページの下からございますように、1が人材を適切に確保・活用できるようにするための労働規制などのさらなる改革。2ページですが、医療、福祉、教育分野について我が国の社会を支える有望サービス産業と位置づけて、民間企業の参入拡大のための改革。3番目が、都市空間の有効利用のための土地や建築物に係る建築規制の緩和。4番目が、手続の簡素化・効率化でございます。

この中で、1の労働規制などのさらなる規制改革につきましては、ここにありますように、裁量労働制、有期労働契約、労働者派遣に関していまだ運用上問題が多い。裁量労働制の対象範囲が狭いですとか、有期労働契約の期限の短さ、労働者派遣の対象として物の製造が認められていない点、こうした規制改革が不十分であるという意見がございまして、労働規制が硬直的であることにつきましては、後で申し上げます関西産業競争力会議の場でも多くの企業経営者から問題であることが示されてございます。

2ページの2の医療、福祉、教育分野への民間企業の参入拡大につながる個別要望につきましてはいろいろなものが出されておりますが、個別項目の3。個別要望の1ページの下ですけれども、3には、遠隔医療の適用が離島、山間、へき地等に限定される制約があるために、IT化のメリットを生かして国民に良質な医療サービスを提供する機会が失われるということが挙がっております。

教育分野では、大学設置基準に基づく施設の保有規制、収容人数、専任教員の定員の規制を求める要望、学部・学科の設置基準の緩和、認可制から届け出制等の要望がございまして。

3の都市空間の有効利用にかかわるものでは、国の規制にかかわるものと自治体、関西では特に大阪市の規制がございます。国の規制にかかわるものとしては、公有水面埋立法に基づく埋立地の処分の制限に関する規制、これは 18 でございます。6ページでございます。工場立地法に基づく生産施設面積や緑地比率の規制、これは 17 です。それから駐車場附置義務規制、25 がございます。8ページでございます。これまでも要望し検討されているものがあるかと思いますが、早急に対応をお願いしたいと存じます。

4の手續の簡素化・効率化でございますが、土地区画整理事業における手續の簡素化、8ページの 24 などが挙がっております。このほかにも多くの規制分野で煩雑な手續が存在しているのではないかと思います。所管部署が多岐にわたり1つの手續を済ませるのに何度も役所に出向いたり、同じような書類を複数作成しなければならなかったりという合理性に欠ける手續の進め方を改善してほしいとの企業からの要望が多く、また規制改革が実現し認可から届け出に緩和されたとしても、必要な書類の作成提出の手續について余り変更がないということで、企業の側から見れば規制が緩和されたと言えないケースもあるという意見もでございます。

以上が全体的な当方の要望でございますが、この要望を取りまとめるに当たりまして、先ほどの所管委員会、産業競争力委員会の委員長のコメントを聞いておりますので、御報告したいと思います。この産業競争力委員会の委員長は2人で、鐘淵化学の古田会長、積水ハウスの和田社長の2名でございます。

両委員長から3点コメントをいただきまして、第1点が、経済社会の秩序を保っていく上で、ある程度の規制は必要である。場合によっては規制強化が必要なものもあるかもしれないということ。第2点が、規制に関して最も問題なのは、規制の内容や手續がわかりにくいこと。これをもっとわかりやすいものにしてほしい。第3点は、規制を改革することは非常に重要なことであるが、規制改革だけでは解決しない問題が多い。したがって、規制改革とあわせて国民の意識改革、地方分権などの制度改革を進めていかなければならない、ということでございます。

次に、先ほど申し上げました関西産業競争力会議の取り組みについて、担当の櫻内から報告いたします。

○櫻内企画調査部長 櫻内でございます。私の方から資料3-2に基づきまして、関経連ほか関西の主要経済団体が本年度、経済活性化のために取り組んでおります関西産業競争力会議につきまして簡単に御説明させていただきます。

まず、資料1ページに記載しておりますが、今年5月に大阪、京都、兵庫の主要経済団体7団体の首脳、学者先生をメンバーといたします関西産業競争力会議を設置いたしました。メンバーにつきましては、一番最後の 10 ページにメンバーリストという形で 40 名の方々のお名前を掲載させていただいております。

1ページにお戻りいただきまして、このような会議を設置いたしました背景が3点ございます。1点目が、関西が全国最悪の失業率など経済情勢が非常に厳しいということがございます。第2には、企業の本社機能の東京への移転傾向に歯どめがかからないこと。第3には、企業の製造拠点が中国などの海外へ急速に移転しておりまして、産業空洞化が申告になっている。この3点でありまして、いわば関西経済の危機感がこの会議設置の背景でございます。

次に、この会議のねらいでございますが、関西における産業の競争力強化方策につきまして、非常に厳しい経済情勢の中で企業経営を行っている経営トップの方々、あるいは有識者の方々の生の声を集めまして、米国経済がヤングレポートで再生を果たしたのにならしまして、その関西版のレポートを取りまとめていこうということで、企業への呼びかけあるいは経済団体としての実行計画として年末には取りまとめたいと考えています。

その活動の一環といたしまして、6月から7月にかけてまして、10 ページに記載しております方々を対象に個別にヒアリングをさせていただきました。その結果が2ページ以降に掲載しております。

ヒアリングさせていただきました項目は2ページの上に四角で囲っております質問項目のQ1からQ6で、いわば企業、国家、地域としての競争力を個別にお聞きいたしました。その結果が2ページの下から4ページにかけてまとめております。

時間の関係で詳細は御報告させていただきますませんが、総括いたしますと、まず、問題意識といたしましては、国際競争力が激化している中で企業は変革し続けることが重要である。その際、変えては

ならない強みを再認識して、機軸を失わないことが重要であります。結論といたしましては、4ページの上の方にアンダーラインを引いておりますが、世界的に競争力ある企業はたくさん存在することが国あるいは地域の活力につながっていく。政府・自治体も企業の競争力を高めることをあらゆる政策の背景に明確に置いていただく必要があるのではないかとということでございました。

こういう御意見をもとに5ページから、企業の国際競争力強化をめぐる御意見ということで、企業の競争の対応別、パターン別に3つに分けて整理いたしました。点線で囲っておりますのは要約であります。その中で下線を引いておりますのは、特に重点的に検討が必要であると考えられる課題の候補であります。点線の下は、以下個別の意見を要約したものの羅列でございます。

この競争の対応は、①に書いてありますように、グローバルビジネスでの競争がある。第2は6ページですが、その中でも特にアジアにおける競争あるいは協調という形がある。第3には、7ページに書いてあります③でございますが、国内市場における需要創出競争という形があるかと思えます。

これら3つの点から見ました多くの課題をさらに重点化いたしまして、競争力関係として今後取り組むべき課題をまとめたものが9ページの3点でございます。第1、Aでございますが、高付加価値型の産業・企業・新商品を創出していく。そのためには知的所有権のあり方、あるいはデザイン力の強化などの課題がございます。第2にはBといたしまして、人材の融合によるマインドの転換。すなわち人材の活用が重要であって、労働流動性を高めたり、異分野の人あるいは外国人との交流の機会を増やしていく必要があるということです。そこで、先ほどの要望にもございましたが、労働移動の円滑化のための環境整備としての規制改革が必要であるという御意見が出ております。第3にはCでございますが、国益を追求する競争力ある政府の実現。すなわち、政官界と経済界の対話交流を強化していく。企業活動の実情を的確に政官界にお伝えして、政策に反映していただく必要があるという、この3点でございます。

これから年末にかけて、これら3つの課題にさらなる検討・分析を加えまして、12月には関西版のレポートを取りまとめ、公表することにしていきます。今回の規制改革の要望書で掲げました各項目につきましても、産業競争力会議で取り組んでおります企業の国際競争力強化による経済活性化につながるものと考えております。

私からは以上でございます。

○高橋常務理事 以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまのプレゼンテーションに対しまして御質問、御意見がございましたら。

○熊代副大臣 資料3-2で、変えてはならない強みを認識し機軸を見失わない、強いところを見なかったという話が非常に新鮮な御主張だと思うのですが、例えばこれはどういうところなのでしょう。幾つか事例を挙げていただければ大変ありがたい。

○櫻内企画調査部長 この四角の中にも囲っておりますが、現場の労働力が日本の強みではないか。どんな問題にも果敢にチャレンジしていくという強み、日本企業は現場で判断している。また判断のスピードも速かったということがあります。このあたりは強みではないか。あるいは知的レベルでありますとか、今の話にも関係しますが、労働意欲の問題。仕事の正確さというか、個人の個々のレベルの優秀さは世界でもトップクラスにあるのではないかとということがございまして、このような強みは変えてならないものであるという御意見が多かったかと思われます。

○熊代副大臣 それは産業につなげていくことですね。

○櫻内企画調査部長 そうでございます。

○熊代副大臣 わかりました。

○宮内議長 特にございませんでしょうか。

○八代委員 私はこの分野はよくわからないのですが、いただいた資料の3-1の8ページの26ですが、近畿圏整備法に基づく大学設置規制の緩和で、せっきく工場等制限法が撤廃されても、こちらの近畿圏整備法によって大学等の設置は全く緩和されていないという御指摘なのですか。

○福井調査部参与 全くかどうかは把握しておりませんが、工場等制限法の廃止だけでは解決しないということで、近畿圏整備法もあわせてやっていたかかないと、大学の設置が容易にならないという意見でございます。詳細についてはさらに調査いたしますが。

○八田委員 ぜひ資料をお願いしたいと思います。

- 福井調査部参与 はい、わかりました。
- 宮内議長 その点につきまして、資料をもしおつくりいただければと思います。
- 福井調査部参与 かしこまりました。
- 宮内議長 あとはよろしゅうございましょうか。
- 奥谷委員 関西に限って関西経済を何とかしようという試みだと思うのですが、資料3-2の6ページで、政治家に真のインフォメーションが入っていない、関西経済界の代表が東京に来て焦点を絞って政治家に話をするシステムというのは、今までそういうことはないのですか。
- 高橋常務理事 システムという感じでは、これまでは当方の会長が政治家の方と会談するといひますか、情報交換するということもございませうけれども、ここでは少しシステムティックにということを考えております。
- 奥谷委員 前提に、関西の経済というか、皆さん弱いですよね、はっきり言ってばらばらですし。
- 高橋常務理事 その辺を自覚してこういうことをやっているわけでございますが。
- 奥谷委員 そこをよほどきちんとまとめてやっけていかないと、ずっと地盤沈下が続くとおぼいますけれども。
- 櫻内企画調査部長 関西につきましては、今回の経営者ヒアリングでも、あるいは有識者の方々からも同様の御指摘をいただいておりますので、京阪神ばらばらではなくて、多様性を生かす、あるいはまとまるところはまとまる形で進めていきたいと考えています。
- 宮内議長 ありがとうございます。予定しておりました時間が参りました。特に御意見がございませんでしたら、時間の関係もございませうので、以上をもちまして、関経連からの意見聴取を終了させていただきます。
- 大変遠いところをおいでいただきましてありがとうございます。今後とも引き続き当会議に御協力を賜りたいと思います。
- 高橋常務理事 ありがとうございます。

(関西経済連合会関係者退室)

- 宮内議長 以上をもちまして、本日は恒例でございますが、関係団体からのヒアリング第1日目ということでございます。ヒアリングにつきましては、これをもちまして終わらせていただきたいと思います。
- 次に、本日の議事以外で御報告いただくようなことがございましたら。
- 八代委員 高原委員が主査を務めておられます基準認証等のWGが昨日開かれまして、先回この会議でもお話が出ましたWGの名称を「事業活動円滑化WG」に決まりましたので、御報告させていただきます。
- なお、高原主査よりメモが出ておりますが、そのような内容を議論いたしまして、本日も具体的な基準認証等についての規制改革の要望が出ておりますので、こういうものに沿って今後引き続きWGを進めていきたいということでございますので、御報告させていただきます。
- 宮内議長 事業活動円滑化WGということでございます。
- あとは何かございませうでしょうか。
- それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらよろしくおぼいいたします。
- 宮川室長 事務局からでございます。次回の会合でございますが、10月23日15時から17時30分、2時間半でちょっと長いので恐縮ですが、米国、EU、連合、知事会と4団体からヒアリングをさせていただきます。通訳が入りますので若干時間が長くなりますが、2時間半でよろしくおぼいしたいと思います。
- 以上でございます。
- 宮内議長 それでは、本日は以上をもちまして当会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。(了)

